

<論 説>

ソヴェト社会主義共和国連邦の崩壊 (2)

中 村 平 八

目 次

はじめに

1 予備的考察

- 1-1 ロシアの歴史
- 1-2 ソ連の歴史
- 1-3 ソ連の国家制度
- 1-4 ソ連共産党

2 ソヴェト・社会主義・共和国・連邦の崩壊

- 2-1 ソヴェトの崩壊 (以上第34巻1号)
- 2-2 社会主義の崩壊
- 2-3 共和国の崩壊
- 2-4 連邦の崩壊
- 2-5 バルト3国の独立喪失と独立回復

おわりに

註 (以上本号)

2-2 社会主義の崩壊

ソ連の崩壊とともに社会主義も崩壊した、社会主義の崩壊がソ連の崩壊をもたらした、これが日本の論壇における大方の主張である。ところが日本の研究者のなかには、これと異なる見解がある。異論の一つは、ソ連で崩壊したのは資本主義の特殊な形態としての「国家資本主義」であった、とする見解である。いま一つは、「資本主義でも社会主義でもない社会」の崩壊説である。多数意見である「社会主義」崩壊説も、論者の数だけヴァリエーションがあり、共通の理解には達していない。学界の専門家のこのような状況については、拙稿「発展途上社会主義の崩壊」および長砂實教授の論稿「“20世紀社会主義”の評価と体制転換」が紹介している⁽³⁵⁾。意見の分岐による混乱の主たる原因は、論者によって

社会主義の定義ないし理解が異なるからである。以下、われわれの見解を示そう。

社会主義社会とは、そもそもいかなる社会であろうか。それは、資本主義的生産様式の揚棄と共産主義的生産様式（以下、共産主義）の確立をめざす社会革命によって実現される社会である。共産主義の高い段階の一挙的実現は不可能であるため、この社会革命は、まず共産主義の低い段階、つまり社会主義の実現をめざす革命となる。したがってこの社会革命は、一回限りの革命ではなく、共産主義の高い段階に到達するまでの永続革命となる。この展望は、マルクスの先進国革命論として結実している。

長期にわたるこの社会革命の基本目標は、資本主義的生産様式にもとづく①資本－賃労働関係の廃止、②人間による人間の搾取の廃止、③階級による社会の分裂の廃止という「三廃」である。社会主義革命の諸条件は、資本主義社会の発展のなかで準備される。また社会主義への移行の形態は、国により、歴史的条件により異なったものとなる。社会主義社会建設の道は、労働者階級の権力の確立、主な生産手段の社会化、生産力の発展をもたらす計画経済によって保証される。

上記の規定にもとづいて、ロシアの十月革命およびソ連社会を検証するならば、以下の三点を確認することができる。第一に、いわゆる1917年の十月革命は、特殊な社会主義革命、つまり「社会主義をめざす社会革命」であったということ。第二に、十月革命後のソ連社会は、資本としての生産手段の国有化により、形式的には資本－賃労働関係を廃止したが、「労働者階級の権力の樹立」に失敗したため、実質的には「人間による人間の搾取」および「階級による社会の分裂」の廃止を実現できなかったこと。第三に、生産手段を所有する国家は、指令的計画経済にもとづき、生産力の一定の発展を実現したが、ソ連時代末期には生産力の停滞をもたらしたこと。

ではロシアの十月革命は、なぜ純粋な「社会主義革命」ではなく、「社会主義をめざす社会革命」であったのか。それを明らかにするためには、一見迂遠に見えるが、ロシアの十月革命がいかなる歴史的条件のもとで遂行されたのか、

社会主義建設の主体はどの程度形成されていたのか、を解明する必要がある。言い換えれば、十月革命が打倒対象としたロシア資本主義の性格分析が必要となる。

ロシア資本主義の基本構造を明らかにした仕事としては、遺憾ながら、いまだに後期レーニンの労作——『さしせまる破局、それとどうたたかうか』(1917), 『ソヴェト権力の当面の任務』(1918), 『食糧税について』(1921), その他の著作——を越えるものがない。レーニンによれば、ロシア資本主義は、「軍事的・封建的」資本主義もしくは「前資本主義的諸関係のとくに濃密な網の目でおおわれた」資本主義であった。日本の山田盛太郎(1897—1980)は、ロシア資本主義を「軍事的農奴制的=半農奴制的」資本主義と把握している。ロシア資本主義の基本的特徴は、労働者階級が量的にも質的にも弱体であったこと、これにつきる。

レーニンがいう「前資本主義的諸関係」とは、ロシアには資本主義ウクライドとともに、小商品生産ウクライドと家父長制自然経済ウクライドという二つの非資本主義的ウクライドが構造的に併存していたことを指している。小商品生産ウクライドの主たる担い手は小農民経営であり、そこには資本-賃労働関係は存在しなかった。家父長制自然経済ウクライドは中央アジアやシベリアに広範に存在し、同じくそこには資本-賃労働関係は存在しなかった。もちろん、当時のイギリス、ドイツ、フランス、アメリカなどの先進資本主義国では、支配的ウクライドとしての資本主義ウクライドが確立しており、家父長制自然経済ウクライドはもはや存在せず、従属的ウクライドとしての小商品生産ウクライドは存在したが、国民経済に占める比重は、ロシアよりもはるかに小さかった。

小農民経営(小商品生産ウクライド)の大海のなかに浮かぶ工業(資本主義ウクライド)の小島という後発資本主義国ロシアに特有の事情は、ロシアの社会革命が直接に「社会主義」への移行をめざす「社会主義革命」にならないことを意味した。それはまた、1917年10月の特殊な「社会主義革命」、すなわち「社会主義をめざす社会革命」のあと、共産主義の低い段階としての社会主義に至

るまでに、マルクスの先進国革命の過渡期論にはない特殊な「過渡期」が存在することを意味した。ロシアの「社会主義をめざす社会革命」と特殊な「過渡期」は、未完に終わったマルクスの後進国革命論の系譜に属する革命と過渡期⁽³⁶⁾であった。しかし、ソ連の指導者や理論家には、そのような認識はなかった。

ロシアにおける十月革命直後の国内戦と外国の軍事干渉の時期（1918-21）、「社会主義」への直接移行をめざして、工場・企業等の全面的国有化が強行され、一見共産主義的と見える経済政策があいついで打ちだされた。しかし、戦時共産主義政策の本質は、国内戦を勝ち抜くための戦時経済政策にすぎなかった。農民からの食糧徴発や市民への配給制度の実施は、生産力の低下にともなう農産物不足の反映であり、住民による生産物交換は、インフレの昂進による貨幣信認の失墜の現れであり、一連の公共サービスの無料制は、財政負担によって支えられていた。この時期の商品貨幣経済の機能停止は、第一次世界大戦（1914-18）、1917年の二月革命および十月革命、国内戦の勃発という一連の異常経済状態の反映であって、社会主義社会の到来によるものではなかった。

強圧的な戦時共産主義政策は長つづきするはずもなく、クロンシタットの反乱（1921）をはじめとする農民暴動を招き、国内戦の終結とともに新経済政策（ネップ）に切り替えられた。食糧徴発制は食糧税制に移行し、貨幣制度の再建がはかられ、自由な企業活動や商品交換が復活した。いわゆるネップのもとで、ソ連経済は復興を遂げ、新しい段階に突入してゆく。すなわち、スターリンが党国家権力を掌握し、1929年より5カ年計画方式によって経済建設が行われたのである。

第一次5カ年計画（1928-32）と第二次5カ年計画（1933-37）の10年間に、工業・商業・その他における私有私営企業活動は禁止され、また小農民経営を全面的に否定する農業の集団化が強行されて、国家ウクライドとそれに従属する協同組合ウクライドとがソ連経済を支配するにいたった。いわゆるソ連型社会主義の政治的経済的原型は、まさにこの時期に確立したのである。

ではロシアにおける「社会主義をめざす社会革命」はいつ終わり、その後どのような性格の社会が到来することになったのか。現段階におけるわれわれの

暫定的結論は、こうである。政治史的には、1924年のレーニン死後の interregnum (空位期) をへてスターリンが権力を掌握した時期、すなわち 1929 年ころに「社会主義をめざす社会革命」は挫折した。経済史的には、ネップから「指令的計画経済」への転換の時期、すなわち 1929 年が「社会主義をめざす社会革命」の終了時期である。1928年に始まり 1937年に終わる二つの 5 カ年計画の 10 年間に、スターリン主義体制、共産党の開発独裁体制、すなわち парткратическое государство (partcratic state, 党国家) 体制が確立したのである。

この社会主義 (途上国型社会主義) の経済の側面について観察してみよう。ソ連の党国家が採用した指令的計画経済は、国民経済の規模が小さかった初期の 5 カ年計画期や戦時期・戦後復興期には一定の肯定的役割をはたした。しかし、ソ連経済が急速に規模を拡大するとともに、それは否定的存在に転化した。党国家による行政的資源配分は、米ソ冷戦体制に規定されて、いちじるしく軍事部門に傾斜し、国民生活の向上を妨げた。国有工業企業等の独立採算制は形骸化し、資源の浪費が増加した。農業部面ではコルホーズ・ソフホーズの大半は赤字経営であった。行政の肥大化とともに現場の企業経済の活力は失われ、国民経済の成長率は 1960 年代以降、長期低落傾向をたどることになった。

党国家による経済改革の試みがなかったわけではない。しかし、たとえばフルシチョフ改革やブレジネフ改革、ゴルバチョフ改革は、ソ連経済の病巣をえぐりだすことができず、いずれも中途半端に終わった。国民経済のすべての分野を党国家が所有し、これを行政的に上から管理・運営してゆくというスターリン主義の経済政策を改革する必要があった。すなわち、公共部門として政府が所有し経営する分野と、民間部門として残す分野とを、ソ連経済の発展段階とリンクさせて的確に区分し、党国家および党国家官僚の政治的経済的権限を縮小すべきであった。しかし、フルシチョフもブレジネフもゴルバチョフも、党国家の最高官僚、すなわちノメンクラトゥーラ員の頂点に立つ人物であり、そのような改革を遂行する能力はなかったのである。

このような社会がいかなる性格の社会であったかについては、冒頭で述べたように、意見が分かれている。われわれの見解によれば、ソ連は、20 世紀の多

くの発展途上国と同様に、農業国から工業国への転化を政策的課題としていた。すなわち工業化が至上命令であった。社会主義的工業化と呼ばれたこの工業化は、労働者と農民の同盟を基礎に、ソヴェト権力が指導にあたるはずであった。しかし、そのソヴェト権力は、1929年以後のいわゆるスターリン時代に、急速に変質していった。ソヴェト権力の中樞を握るソ連共産党は国家党になり、共産党の中核は「赤い貴族」のノメンクラトゥーラ員が占め、労働者・農民は権力から疎外され、かくして「社会主義」に向かう道は閉ざされた。こうしてソ連型社会主義は、共産党の開発独裁体制のもとで「発展途上社会主義」あるいは「途上国型社会主義」として固定化されてしまい、再生の契機は奪われ、ゴルバチョフのペレストロイカ政策、とりわけ政治的自由化政策が引き金となって、終末を迎えたのである。

2-3 共和国の崩壊

国名が示すごとく、ソ連邦は15のソヴェト社会主義共和国から構成される連邦国家であった。したがってソ連の崩壊は、共和国の崩壊（独立）という視点から考察してみる必要がある。なぜならば、ロシア共和国を除く諸共和国の主権宣言、独立宣言のあいつぐ議決、連邦からの離反、連邦財政の悪化が、ソ連邦の崩壊を招いたからである。まず一般的考察からはじめるとしよう。

共和制 (republic) とは何か。それは、君主が存在せず、元首が直接または間接に国民によって定期的な選挙され、同時に合議制の最高権力機関をもつ国家形態、政治形態もしくは統治形態をいう。歴史的には古代ギリシアから今日に至るまでさまざまな共和制が存在した。とくに、普通選挙にもとづく共和制を民主共和制とよぶ。かのマルクス (1818-83) は、1776年にイギリスから独立して誕生したアメリカ合衆国を、「偉大な民主共和国の思想がはじめて生まれた土地」とよんで、高く評価していた。

日本では幕末、洋学者たちはラテン語の *res publica* に由来する英語の *republic* に「共和」「共治」「万民共治」などの訳語をあてていた。福沢諭吉 (1835-1901) の『西洋事情』(1866) あたりで、「共和」の訳語が定着したという。明治

初期、自由民権運動を展開した主な勢力は、「万民共治」ではなく、「君民共治」の国の実現をめざした。しかし、当時国家権力を握っていた藩閥政府は、「万民共治」はもちろん「君民共治」も認めず、自由民権派を弾圧し、1889年に大日本帝国憲法を発布して、立憲君主制の天皇制絶対主義国家を樹立した。第2次世界大戦後の1946年、日本国憲法が公布され、日本は立憲君主制（象徴天皇制）と議会共和制との妥協形態を採用したのである。

長い歴史をもつ republic ではあるが、古代ローマの帝政期、帝国は皇帝の私物とみなされた。このとき共和制の観念は、批判的・理念的価値をもつようになった。ヨーロッパでは絶対王制の専制政治の時代、共和制は対抗的観念・思想・概念になった。英国ピューリタン革命（1642-49）はその典型的な現れであり、国王処刑後、クロムウェルの指導下に共和制が樹立された。フランスのルソー（1712-78）は、構成員全員一致の社会契約によって成立した共同体のみを、国家あるいは共和国とよび、人民を主権者としたが、これは共和制理念と人民主権論との結びつきの最も明確な理論的表現であった。

共和国は、君主国との対比で用いられ、代表的なものはアメリカやフランスなどの大統領制国家である。旧ソ連やその傘下の連邦構成共和国も国名に共和国を用いており、その国家権力機関は各級地方ソヴェトをはじめとする共和国最高ソヴェト、ソ連最高ソヴェトであった。その代議員選挙制度は存在したが、共産党一党制のもとで、民意を代表するものではなかった。またソ連では、最高ソヴェト幹部会が「集団大統領」の機能をはたすと解釈されてきた。しかし、最高ソヴェト幹部会員や幹部会議長の人事は、形式的には最高ソヴェト自身が決めるのだが、事実上はソ連共産党の政治局の決定の追認であり、ソ連の No. 1 は、幹部会議長ではなく、ソ連共産党の書記長であった。

国際政治の上でも、ソヴェト社会主義共和国連邦を代表する人格＝元首は、ソ連最高ソヴェト幹部会議長ではなく、ソ連共産党書記長である、と認識されてきた。ソ連もこの認識に異議をとらえたことはない。ここに旧ソ連の共産党国家たる本質が集中的にあらわれている。ペレストロイカ末期、憲法改正が行われ、1990年3月、ソ連人民代議員大会で、最初にして最後のソ連元首＝大統領

領として、ゴルバチョフ（1931－ ）が選出された。ソ連は大統領制共和国への道を歩みだしたかにみえたが、時すでに遅く、翌91年12月のソ連の崩壊とともに、連邦大統領職もまた消滅したのである。

旧ロシア共和国は、ソ連の最大最強の連邦構成共和国として、ソ連解体において決定的かつ指導的役割をはたした。この国のソ連時代の正式国名は、ロシア・ソヴェト連邦社会主義共和国（Российская Советская Федеративная Социалистическая Республика）である。反ゴルバチョフのエリツィン大統領が率いるロシアは、1991年12月8日、ウクライナおよびベラルーシと諮り、この三国で独立国家共同体（СНГ）を創設し、ソ連崩壊の道を拓いた。また国名は、92年5月に「ロシア連邦」に改称された。

ロシア連邦より早く、ウクライナ・ソヴェト社会主義共和国は、90年7月に主権宣言、91年の「8月クーデタ」直後に独立宣言を採択し、国名を「ウクライナ」に改称、同年12月8日にはСНГの創設に参加し、ソ連崩壊の道を拓いた。ベラルーシ・ソヴェト社会主義共和国もまた、90年7月に主権宣言、91年の「8月クーデタ」直後に独立宣言を採択し、同年9月国名を「ベラルーシ共和国」に改称、12月8日にСНГの創設に参加した。

モルドヴィア・ソヴェト社会主義共和国は、90年6月に国名をモルドヴァ・ソヴェト社会主義共和国に改称し、主権宣言を採択、さらに91年5月に国名を「モルドヴァ共和国」に再改称し、同年8月独立宣言を採択、12月21日にはСНГに加入した。トルクメン・ソヴェト社会主義共和国は、90年8月に主権宣言を採択、91年10月に国名を「トルクメニスタン」に改称し、独立宣言を採択、同年12月にはСНГに加入した。

その他の旧連邦構成共和国も、国名に「共和国」の名称は残したが、「ソヴェト」と「社会主義」ははずした。具体的には、「アゼルバイジャン共和国」、「アルメニア共和国」、「グルジア共和国」（遅れて93年にСНГ加入）、「ウズベキスタン共和国」、「カザフスタン共和国」、「キルギスタン共和国」、「タジキスタン共和国」と改称し、91年12月21日、СНГに加入した。

バルト3国のうちのエストニア・ソヴェト社会主義共和国は、1990年3月に

移行期間付きの独立宣言を採択、91年の「8月クーデタ」直後に即時独立を宣言し、9月に独立を実現した。また国名を「エストニア共和国」に改めた。ラトヴィアおよびリトアニアの両ソヴェト社会主義共和国も、エストニアとほぼ同じ道を歩み、91年9月に独立を達成した。国名は「ラトヴィア共和国」、「リトアニア共和国」に改称された。なおバルト3国は独立国家共同体(CIS)に参加していない。

国際連合には、ソ連の崩壊までソ連、ウクライナ、ベロルシアの三国が当初から加盟していた。ソ連の消滅後、「ロシア連邦」が国連におけるソ連の地位を継承し、引きつづき国連安全保障理事会の常任理事国に就任している。ソ連崩壊後、バルト3国を含む12の共和国すべてが、新たに国連に加盟した。

さて、ソ連を構成する15の共和国の内実であるが、それはソ連共産党が絶対的存在であり、各共和国の内政を支配したのはソ連共産党とそれに隷属する各共和国共産党であった(ただしロシア共和国にはロシア共産党は存在しなかった)。15の共和国は、ソ連邦という国家のミニチュア版であり、*парткратия* (*partocracy*, 党権力制)が貫徹する *парткратическое государство* (*partcratic state*, 党国家)であり、「共和国」の内実は有していなかったのである。

2-4 連邦の崩壊

ソ連は、国家形態からみて連邦国家であると言われる。そこで連邦国家の崩壊について考えてみたい。その前に、連邦について、すなわち連邦もその一形態である国家結合の諸形態について、あらかじめ理解しておく必要がある。国家結合の形態としては、歴史的にみて、(1) 連合、(2) 連邦、(3) 同盟、(4) 宗主国-従属国、(5) 保護国-被保護国の五つが知られている。⁽³⁷⁾

(1) 連合 (*confederation*, *конфедерация*: コンフェデラツィヤ) は、複数の自然人・法人もしくは国家が、共通の目的のために、連携のとれた行為をすること、またはそのためにつくられた関係・組織をいう。国際的には、国際連合、万国郵便連合、国家連合などがある。もちろん本稿に関係するのは国家連合である。国家連合は、複数の国家が条約を基礎として結合し、統一体を構成しているこ

とをいう。国家連合の構成国は、国際法上の独立の法人格を保持する。国際法上の能力は、連合と各連合員とに分けられる。この能力の分配は、条約の定めにしたがう。国家連合の場合、条約によって連合を結ぶ複数の国家は、対等・平等の主権国家である。国家連合の例は、1778-87年のアメリカ合衆国、1815-66年のドイツ連合、1815-48年のスイス連合などがある。

共通の君主を有する国家の結合を同君連合という。制度的なものを *real union* (物上連合)、たまたま君主が同一の場合を *personal union* (身上連合) と呼ぶ。前者の例は、1815-1905年のスウェーデンとノルウェー、1867-1918年のオーストリアとハンガリーであり、後者の例は、1815-90年のオランダとルクセンブルクである。この場合日本では「連合」という訳語が使用されているが、英語圏では *union* が用いられていることに注目する必要がある。

(2)連邦 (*federation*, *федерация* : フェデラツィヤ) は、複数の支分国 (支邦ともいう) によって構成される国家をいう。巨大国や複数の民族で構成される国家で行われることが多い。典型的な例として、アメリカ合衆国や「スイス連邦」があげられる。支分国 (アメリカでは州、スイスではカントン) は、国家主権をもたない点で、国家とは区別される。しかし支分国は、独自の統治権をもち、かつ連邦の意志決定に支分国として参加する点で、単一国家における地方自治体とは異なる。連邦は、単一の国家である点で、複数の国家の条約上の結合である国家連合や国家同盟と異なる。連邦は、国家連合より結合の程度が大きく、原則として連邦が国際法上の法人格を有し、連邦の内部関係は、国内法上の関係とされる。

複数の支分国 (支邦) は最初から支分国でなく、当初は主権をもつ国家として存在し、二次的に連邦を構成する点に注目する必要がある。このことと関連して、スイスを連邦国家とみなす見解については、いささか注意を払う必要がある。邦訳では「スイス連邦」が一般に通用しているが、フランス語原表記は *Confédération Suisse*、ドイツ語原表記は *Schweizerische Eidgenossenschaft*、イタリア語原表記は *Confederazione Svizzera (Elvetica)*、レト・ロマン語原表記は *Confederazione Helvetica* であり、英訳表記は *Swiss Confedera-*

tion となっている。したがって、「スイス連邦」ではなく「スイス連合」という訳語を与えることも可能であり、専門家もまた「厳密にはスイスは26のカントンの連合体と言った方が正しい」と述べ、「各カントンは主権の一部を連邦にゆだねる形で、連邦を二次的に形成した」と述べ、カントンを純粹の支分国とみなして⁽³⁸⁾いない。

(3)同盟 (union, союз : ソユーズ) は、複数の個人・団体もしくは国家が、共通の目的を達成するために、同一の行動をとることを約束すること、また、その約束によって生じた関係・組織をいう。国際政治では、第三国からの攻撃にさいして共同で対処することを目的とする複数国の結合があり、歴史上古くから存在した。第三国を共同で攻撃することを目的とするものもあった。ソ連の国名のなかにある Союз は、当初、共通の目的としての社会主義・共産主義の建設を、諸ソヴェト共和国の結合した力で遂行するために、対等・平等である複数の主権ソヴェト共和国が同盟を結ぶ、という含意があった。

さて、「同盟」と「連邦」と「連合」の関係には、厄介な問題が存在する。まず「同盟」と「連合」であるが、学問的定義から判断するかぎり、内容に相違はなく、同義だとみなされる。しかし、これには異論もある。「同盟」は、「連合」にも「連邦」にも帰着する過渡的範疇である、という解釈がそれである。ごく最近の事例であるが、1993年11月に発足した European Union をめぐる問題がそれである。周知のように、European Union の邦訳には「ヨーロッパ(欧州)同盟」と「ヨーロッパ(欧州)連合」の二つがある。ヨーロッパ統合問題に関する第一人者の清水貞俊教授は、ヨーロッパの統合途上に現れる国家結合形態としての Union と Federation について、二つの見解、すなわち「Union と Federation とは同義語」とする見解、および「Union には連邦的 (federal) な Union と連合的 (confederal) な Union とがある」とする見解を紹介している。清水教授自身は、Union に同盟という訳語を与え、それを過渡的範疇と考え、European Union は、「連邦へ向かうことを意図した Union」である、と理解⁽³⁹⁾している。

(4)宗主国—従属国。ある国が他国の内政・外交を管理する権利(宗主権)をも

つ場合、前者を宗主国、後者を従属国という。(5) 保護国—被保護国。保護関係設定条約にもとづいて、一国が他国の主権の一部を行使する場合に、前者を保護国、後者を被保護国という。従属関係の事項・程度・様式は、条約により、一律ではない。被保護国は半主権国家であり、内政および外交について干渉・制限を受ける。例としては、スペインとフランスの共同保護下のアンドラがある。(4)および(5)の事例は、古典的帝国主義の時代に、アジア・アフリカに数多く存在した。

次にソ連邦の生成と展開について、簡単に考察してみたい。1917年10月、首都ペトログラードでソヴェト権力が臨時政府を打倒すると、国家権力の空白という状況が生じた。革命の波は旧ロシア帝国の全土に波及し、モスクワ、ミンスク、キエフ、リガ、ビリニュス、ザカフカース、中央アジア（トルケスタン）などに、多くの民族政権が樹立された。しかし、それらの政権は、ソヴェト支持勢力によって徐々に淘汰・整理され、1919年3月の時点では、ロシア・ソヴェト共和国のほかに、ウクライナ、ラトヴィア、リトアニア、ベロルシアなどのソヴェト共和国が存在した。1920年4月にはアゼルバイジャン、20年11月にはアルメニア、21年2月にはグルジアにソヴェト共和国が成立した。

外国の軍事干渉と国内戦の時期（1918—21）、旧ロシア帝国内の上記の諸政権・諸国家の地位、とりわけ民族地域の地位は、国内的にも国際的にも未確定であった。⁽⁴⁰⁾当時ウクライナは、ブレスト—リトフスクでのドイツとの講和交渉に独立の共和国として参加しており、ベロルシアはドイツおよびポーランドと講和交渉を行い、ザカフカースの諸共和国（アゼルバイジャン、アルメニア、グルジア）は、隣接するトルコと条約を結んだ。

1918年7月の第5回全ロシア・ソヴェト大会で採択された十月革命後の最初の憲法「ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国憲法」の第11条は、旧ロシアの民族地域について次のように規定している。「特別の風習と民族構成を特徴とする州の諸ソヴェトは、自治州同盟に統合されることができる。自治州同盟、および今後州的な統合体一般に組織されることのあるあらゆる地域は、州ソヴェト大会と、その執行機関によって代表される。この自治州同盟は、連邦を

原理として、ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国に加入する⁽⁴¹⁾」。

上記のロシア社会主義連邦ソヴェト共和国 (Российская Социалистическая Федеративная Советская Республика) の最高権力機関は、全ロシア・ソヴェト大会 (大会の休会中は全ロシア中央執行委員会) であり、ここに連邦を構成する各共和国の代議員が参加した。1922年12月に、ロシア、ウクライナ、ザカフカース、ベロルシアの四つのソヴェト共和国によって、ソヴェト社会主義共和国の Союз が結成された。Союз を構成する共和国の数は次第に増加し、最終的には15にのぼった。ソヴェト国家の歴史は、Союз を構成する共和国の増加の歴史とみてもよい。

ソヴェト社会主義共和国 Союз の成立は、順調に進行したのではない。1922年当時、ロシア共産党内には、複数のソヴェト共和国の結合形態をめぐって、するどい意見の対立があった。国家連合もしくは国家同盟を主張するレーニン派と、連邦制を主張するスターリン派との対立がそれである。

スターリン (1879-1953) の連邦案は、次の六つの原則からなっていた。①ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国、ウクライナ社会主義ソヴェト共和国、ザカフカース社会主義連邦ソヴェト共和国、ベロルシア社会主義ソヴェト共和国を、ソヴェト社会主義共和国 Союз に統合する。社会主義共和国でなく、人民ソヴェト共和国である中央アジアのホレズムとブハラは、統合の枠外におく。② Союз から自由に脱退する権利を各共和国が留保したうえで、各共和国の自由意志および同権の原則を、この統合の基礎とする。③全 Союз 立法機関および執行機関を設置する。④各共和国の陸海軍、交通、外務、外国貿易、郵便電信の各人民委員部を合同する。⑤各共和国の財務、食糧、国民経済、労働、労農監督の各人民委員部は、Союз の当該人民委員部の指令に服する。⑥各共和国のその他の人民委員部は、独立である。

この案文からは判然としないが、スターリン案には、ロシア以外の諸共和国の中核的国家・行政機構を、ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国の当該国家・行政機構に併合するという意図がうかがわれていた。すなわち、②の Союз からの共和国の脱退権、各共和国の同権は、紙の上のものにすぎず、④の各人民委

員部の「合同」は、実質的にはロシア共和国の当該委員部への吸収合併、ロシア以外の各共和国の当該委員部の廃止を意味していた。

当時、ウクライナ共和国とロシア共和国との間にはさまざまな軋轢があり、ウクライナは、ロシアの中央集権的な越権行為、同盟条約違反、主権侵害にたびたび抗議していた。さらに同じ時期にザカフカースには「グルジア問題」とよばれる事件が発生していた。スターリンは、オルジョニキーゼ（1886-1937）らと組んで、グルジア・アルメニア・アゼルバイジャンの3共和国を「自治共和国化」して、ザカフカース社会主義連邦ソヴェト共和国を結成させ、このザカフカース共和国をソヴェト社会主義共和国 Союз に加盟させるという方針を強行しようとしていた。グルジア共産党中央委員会は、スターリンの提唱する「自治共和国化」に反対であり、ベロルシア共産党もウクライナ共産党も反対であった。しかし、オルジョニキーゼの影響下にあったアゼルバイジャンおよびアルメニアの共産党は、スターリン案に賛成であった。

病床にあったレーニン（1870-1924）は、「グルジア問題」のなかに民族問題の本質をみてとり、1922年12月30-31日に、後に『遺言』とよばれる「少数民族の問題または“自治共和国化”の問題によせて」を書き残している。まさにこの12月30日は、第1回全 Союз ソヴェト大会が招集されて、スターリンの方針にもとづく「ソヴェト社会主義共和国 Союз の形成に関する宣言および条約」が採択され、ソヴェト社会主義共和国 Союз が発足した日でもあった。⁽⁴²⁾

「私は、悪名高い自治共和国化の問題——公式にはソヴェト社会主義共和国 Союз の問題とよばれているようであるが——に十分力づよく、また十分するどく関与しなかった点で、ロシアの労働者に対して大きな罪をおかしたように思う。……スターリンの性急なやり方と行政者的熱中が、さらに“社会民族主義者”に対する彼の憎しみが、致命的な役割を演じたものと思われる。総じて憎しみは、政治では、通常、最悪の役割をはたすものである。……私はすでに、民族問題を論じた私のいろいろな著作のなかで、民族主義一般の問題を抽象的に提起してもなんの役にもたたない、と書いた。抑圧民族の民族主義と被抑圧民族の民族主義、大民族の民族主義と小民族の民族主義とを区別する必要があ

る。……抑圧民族にとっての国際主義とは、諸民族の形式的平等を守るだけでなく、生活のうちに現実に生じている不平等に対する抑圧民族の、大民族の償いとなるような、不平等を忍ぶことでなければならない。このことを理解しなかったものは、民族問題に対する真にプロレタリア的な態度を理解せず、実は小ブルジョア的見地にとどまっているのであり、したがって、たえずブルジョア的見地に転落せざるをえないのである。プロレタリアにとって重要であるばかりか、ぜひとも必要なことは、プロレタリア階級闘争に対する националы (異民族) の最大限の信頼を確保することである。そのためには何が必要か。そのためには、歴史上の過去に異民族が“強大”民族の政府からこうむった不信、疑惑、侮辱を、異民族に対するその態度によりなんとかして償うことが必要である⁽⁴³⁾」。

スターリンは1923年4月の第12回党大会における民族問題に関する報告のなかで、病床のレーニンの上記『遺言』を批判して、次のように述べた。「националы (異民族) を侮辱してはならない、とわれわれにいう人がいる。それはまったく正しい。私はそれに賛成である。——彼らを侮辱するにはおよばない。しかし、そのことから、大ロシア人プロレタリアートを、かつての被抑圧民族との関係で、不平等な地位におかなければならないというような新しい理論をつくりだすこと、それはばかげたことを語ることになる。同志レーニンにあっては、その有名な論文において言葉のあやであるものを、ブハーリンはまるごとスローガンに変えてしまった⁽⁴⁴⁾」。

ソヴェト社会主義共和国 Союз は発足したが、問題がすべて解決した上での発足ではなかった。各ソヴェト共和国の結合形態をめぐって、したがって Союз の在り方をめぐって、論争はつづいた。1923年6月、民族問題に関する共産党の活動家会議で、ソヴェト国家の結合形態に関して、конфедерация (連合) を主張するウクライナ共和国人民委員会議長ラコフスキー (1873-1941) と、федерация (連邦) を主張するスターリンの間で激しい論争があった。

スターリンは「若干のウクライナの同志たちのこの固執ぶり [ウクライナに外務人民委員会と外国貿易人民委員会を設置するという主張] のなかに、Союз

の性格規定の点で, конфедерация と федерация のあいだの, конфедерация の側に傾いたなにか中間的なものを獲得しようとする願望をみるのである。ところが明らかに, われわれは, 諸共和国の конфедерация でなく, федерация を, 軍事・外交・外国貿易その他の業務を統合する単一の Союз 国家を, その存在が個々の共和国の主権を縮小しない国家を, 創出するであろう⁽⁴⁵⁾。

「もし Союз の構成のなかに外務人民委員部, 外国貿易人民委員部その他があり, 同時にこれらの人民委員部すべてが Союз の構成に入る諸共和国にもあるとすれば, 単一国家としての Союз 全体の行動は, 外部世界の前では, 明らかに姿を消してしまふ。なぜならば, われわれがこれらの機構を統合し, 外敵の面前に, 単一の Союз として登場するか, それとも, われわれがこれらの機構を統合せず, Союз 国家ではなくて, 諸共和国の寄せ集めをつくりだし, そして各共和国は独自の並行的機構をもつべきなのか, 二つに一つである」と述べて, スターリンは, 自分の代弁者マヌイリスキー (1883-1959) の立場が正しく, ウクライナのラコフスキーやスクルイプニク (1872-1933) の見解は正しくない, と断言したのである。⁽⁴⁶⁾

スターリンは, この演説で < Союз > とか < Союз 国家 > を用いているが, これは明らかに欺瞞である。もともと < союз > は < конфедерация > と同義かそれに近い概念であり, レーニンもまたそうした意味で союз を使用していた。ところがスターリンは, < союз > を < федерация > と同義であるかのように使用したのである。後に森下敏男教授が明らかにしたように, 当時のソ連の国法学には, < союз >, < конфедерация >, < федерация > の理解において混乱があった。⁽⁴⁷⁾ しかしながら, ラコフスキー対マヌイリスキー論争をつうじて, 少なくとも < конфедерация > と < федерация > の相違は, 明確になっていたのである。

ロシア語の союз は「結合, 結束, 結社」を意味する普通名詞である。ではソ連の国名のなかのロシア語表記の最初にでてくる Союз の訳語は, 同盟・連合・連邦のうち, いずれが適切であろうか。日本におけるソヴェト法 (社会主義法) 研究の先達の山之内一郎 (1896-1959) は, 第二次大戦後の研究において,

Союз の訳語に「同盟」をあてた。彼は、連邦および連合を退け、なぜ同盟を採用したのか。国家の同盟とは何か。山之内教授は、社会主義・共産主義の実現のために共同で対処することを目的とする複数国の結束・結合として、ソヴェトの国家形態を把握して、「同盟」という訳語を選択したのであろう。

最近ではロシア・ソ連史の専門家和田春樹教授や石井規衛教授は、Союз の訳語として「連合」を使用している。ただし両教授とも、ソヴェト社会主義共和国連合の略称として「ソ連邦」を使用しており、記述に混乱があり、読者を惑わせる。論旨からいって「ソ連合」「ソ連」と表記すべきであろう。⁽⁴⁸⁾ われわれとしては、Союз の訳語として「連合」も可能である、と考える。最近の例として、<European Union=ヨーロッパ連合>がある。すでに述べたように、федерация の定訳が「連邦」であるとするならば、「連邦」をСоюз の訳語にあてることは不適切である。

レーニンが1922年に、新生ソヴェト国家の名称を「ヨーロッパとアジアのソヴェト共和国のСоюз」あるいは「社会主義ソヴェト共和国のСоюз」と提起したときの含意は何か。われわれは、レーニンの意志をより正しく反映している訳語として、山之内教授の「同盟」を支持したい。しかし、不幸なことに、「ソヴェト社会主義共和国同盟」を対等、同権で構成するはずの15の共和国は、独立の主権国家とはいえず、単なる15の支分国にすぎなかった。「諸ソヴェト共和国の同盟」は、歴史のなかで実際には、「諸ソヴェト共和国の連邦」という国家結合形態として存続し、消滅したのである。本家本元のソ連でСоюз は、スターリン時代初期に、「同盟」ではなく「連邦」に変質してしまった。したがって、日本のソ連研究者の多くがСоюз を「連邦」と邦訳し、ソヴェト社会主義共和国連邦（その略称のソヴェト連邦・ソ連邦・ソ連）という訳語を使用するにいたったことは、実態に即した自然の成り行きであったと言えよう。

たとえ連邦制であるにしても、連邦を構成するそれぞれの支分国は、広範な自治権を有し、かつ連邦政府の意志決定に実効的に参画することができたはずである。ところがソ連邦の場合、支分国である連邦構成共和国の地位は低く、権限も限定されていた。ソ連共産党最後の書記長ゴルバチョフは、その回想録

のなかで、次のように述べている。

ソ連には「本当の意味での連邦はこれまでなかった。あったのは一元的な国家だ⁽⁴⁹⁾」。ではなぜ、そのようなことになったのか。たとえば一例として、ソ連内部の国境線はどのような原則にもとづいて引かれたのであろうか。「かつてのソ連指導者は、好き勝手に国境線を引いた。ある共和国には領土を与え、ある共和国からは領土を奪った。こうした行政区画再編にあたり、……相互に“血のつながりがある”民族、あるいは近い関係にある民族を統合して共和国をつくるのではなかった。むしろ、逆だった。チェチェン・イングーシ自治共和国、カバルダ・バルカル自治共和国がその典型だ。逆に、アドゥイゲ民族のように一つの民族から構成されているにもかかわらず、自分たちの領土を分割され、わざわざ紛争の種が播かれるようなことも行われた。かつてローマ人がとりいれた原則“分割し、のちに支配せよ”⁽⁵⁰⁾の例だった」。

ゴルバチョフは、まるで野党の指導者であるかのように、自分が所属し、自分が率いるソ連共産党の連邦政策を批判する。スターリンなどソ連の「中央権力は、自信を深めて行くにつれて、連邦構成共和国、自治共和国から実際の権力を取りあげていった。最終的には、これら共和国の国家的自立性を通常の地方自治体に与えられる水準にまで下げた。残ったのは共和国という名前だけ⁽⁵¹⁾だった」と。

連邦構成共和国や自治共和国が「国家的自立性」を失っていたとすれば、少数民族が居住するそれより格下の自治州や自治管区の「自治」も形骸化していた。たとえばソ連には、第2次世界大戦と関連して、少数民族のクリミア・タタール人、ヴォルガ・ドイツ人、ユダヤ人、カバルダ人、バルカル人、イングーシ人、朝鮮人その他の強制移住問題という負の遺産があった。またゴルバチョフ時代、ナゴルノ・カラバフ自治州の帰属をめぐる、アゼルバイジャン共和国とアルメニア共和国の間に武力紛争が発生している（この自治州の人口の85%はアルメニア人だが、自治州はアゼルバイジャン共和国に所属していた）。

ソ連という一元的な党国家のなかで、強固な独立志向を終始もちつづけた国家はバルト3国であり、まさにバルト3国の独立運動は、ソ連崩壊の直接の導

火線となった。以下、バルト3国の独立喪失と独立回復の過程について考察する。

2-5 バルト3国の独立喪失と独立回復

まず最初にバルト3国に共通の特徴を述べておきたい。いずれも小国であり、エストニアは人口157万人、面積45,100平方キロ、ラトヴィアは人口268万人、面積63,700平方キロ、リトアニアは人口369万人、面積65,200平方キロである(1989年、なお上記の人口には、ロシア人など他民族の定住民が含まれている)。ちなみに横浜市の人口は330万人、九州の総面積は44,378平方キロである(1997年)。バルト3国は、民族形成および国家形成の点でも共通性があり、1917年のロシア十月革命のずっと以前に、すでに民族形成を完了しており、またリトアニアは14世紀から15世紀、中欧の大国であったこともある。近代にいたってバルト3国は、ドイツとロシアに挟まれ、不幸な歴史を経験してきた。

エストニア人は、フィン語派に属するバルト・フィン諸語の一つであるエストニア語を用いる。バルト系の諸族、とくにスカンジナビア人や東スラヴ人との混血が進んだ。エストニアは、13世紀から16世紀までドイツ騎士修道会に、1692年から1721年までスウェーデンに、1721年から1917年までロシアに、支配された。1917年のロシア十月革命後、独立を宣言、20年に独立共和国を樹立、その後親独政権が成立した。1940年7月、ソ連邦に「加盟」した。

ラトヴィア人は、バルト語派に属するラトヴィア語を話す。現在のラトヴィアの地は、13世紀にドイツ人が征服し、その後リトアニア-ポーランド、ついでスウェーデンの支配を受け、18世紀の北方戦争とポーランド分割によりロシア領となった。ロシア十月革命後の1918年11月に独立を宣言、20年に独立共和国ラトヴィアが成立し、32年にソ連と、39年にドイツと不可侵条約を結んだ。1940年7月、ソ連邦に「加盟」した。

リトアニア人は、バルト語派に属するリトアニア語を使用する。13世紀末にリトアニア大公国が成立し、14世紀から15世紀にはバルト海から黒海にまで達する大国になった。1569年以後ポーランドと同君連合。1795年の第3次ポー

ランド分割でリトアニア本土の大部分はロシア領となった。第1次世界大戦中の1915年にドイツ軍に占領されたが、18年2月に独立を宣言、20年に独立国家リトアニアが成立した。20年10月にポーランドはビリニュス地方を占領、同地を自国に編入した。1940年7月、ソ連邦に「加盟」した。

ゴルバチョフも述べているように、「ソヴェト連邦におけるバルト諸国の状況には特別のものがあつた。1939年以来、バルト諸国は連邦に自発的に加盟したのだと説明されてきた。しかし、グラスノスチの結果、これが事実とは違うことを誰もが知るようになった。……“連邦加盟”はソ独不可侵条約秘密議定書にもとづいて実施され、赤軍による事実上の占領下のなかで実現された」のである。⁽⁵²⁾

バルト3国のソ連邦への「加盟」、すなわち独立喪失は、1939年8月23日にモスクワで調印された独ソ不可侵条約の付属議定書（リトアニアの場合は、9月28日付議定書）に起因する。バルト3国の運命を決めたこの二つの「付属議定書」は、独ソ両国によって極秘とされ、ソ連ではペレストロイカ最末期まで隠蔽されつづけた。

バルト3国のソ連邦「加盟」に関するペレストロイカ以前のソ連の公式見解は、いわゆるソ連共産党史観によって編纂された歴史教科書『ソ連邦の歴史——社会主義時代』によって知ることができる。以下、それにもとづいて「加盟」にいたる経緯をみてみよう。⁽⁵³⁾

バルト3国の独立喪失 1939年8月23日、ドイツとソ連は不可侵条約および付属議定書を締結した。9月1日、ドイツ軍はポーランド領土に侵入。それは、8月末の独ソ不可侵条約の締結によって可能となった。「ポーランドへのヒトラー軍の侵入は、ポーランドのブルジョア＝地主国家の無能力を示した。この国家はすでに9月中旬に事実上存在しなくなった。ドイツ軍は急速にソ連邦国境に進撃してきた。この当時国境は〔ベロルシアの首都〕ミンスクの近くを通過していた。猶予はできなかった」。

9月3日、英・仏はドイツに対して宣戦を布告し、ここに第2次世界大戦が始まった。9月17日、「ソヴェト軍は〔ポーランド〕国境を越え、西ウクライナ

と西ベロルシアを解放し、これらの地方の住民をその庇護下においた。西ウクライナと西ベロルシアの解放は、ベロルシア民族の単一のソヴェト・ベロルシア国家への、ウクライナ民族の単一のソヴェト・ウクライナ国家への民族的再結合を保証するという、歴史的正義を回復するものであった」。

9月28日、ドイツとソ連は「友好・境界条約および付属議定書」を締結して、先の8月23日付の議定書を修正し、ソ連の利益範囲であるドイツ占領下のポーランドのワルシャワ州およびルブリン州をドイツの利益範囲に、ドイツの利益範囲であるリトアニアをソ連の利益範囲に、変更することを決めた。

9月末から10月前半に、ソ連政府は、「沿バルト地方へのヒトラーの侵略の可能性を予防するため」、エストニア(9月28日)、ラトヴィア(10月5日)、リトアニア(10月10日)とあいついで相互援助条約を締結した。しかし、「ソ連邦と相互援助条約を締結しながら、これらの国の政府は、自国の義務をはたそうとしなかった」。「ラトヴィア・リトアニア・エストニアのファシスト政府は、ソ連邦との相互援助条約を乱暴にふみにじり、反ソ軍事ブロックを形成した。同時にファシスト徒党は、相互援助条約にしたがって沿バルト地方に駐留するソヴェトの軍人に、挑発的攻撃を組織した。ソ連邦との条約締結を歓迎した数百人の愛国者が逮捕され投獄された」。

1940年6月14日、「ソ連邦政府は、リトアニア政府にたいして、リトアニアのファシストの挑発的な反ソ行動は今日もはや容認することはできないむね声明した。ソ連邦は、反ソ挑発の犯人を裁判にかけ、ソ連邦との相互援助条約を誠実に遵守する政府を即時樹立し、条約の保証と挑発的行動防止のためのソヴェト軍部隊のリトアニア領土内の自由通過を保証するよう要求した」。6月16日、「同様の声明がラトヴィアおよびエストニアの政府に手交された。リトアニアとエストニアの政府は、ソ連邦の提出した条件を受けいれると回答せざるをえなかった。しかし、沿バルト諸国政府の反ソ政策はつづいた」。

6月17日、「リトアニアにパレツキスを首班とする人民政府樹立」。6月20日、「キルヘンシテインに率いられたラトヴィア人民政府樹立」。6月21日、「ヴァレスを首班とするエストニア人民政府樹立」。7月14-15日、リトアニア

ア、ラトヴィアの人民議会およびエストニア国会の選挙が行われ、共産党の率いる「勤労人民同盟」の候補者が勝利をおさめた。7月21日、ラトヴィア人民議会、リトアニア人民議会、エストニア国会は、沿バルト地方における「ソヴェト権力の復活を宣言」し、ラトヴィア・ソヴェト社会主義共和国、リトアニア・ソヴェト社会主義共和国、エストニア・ソヴェト社会主義共和国のソ連邦加盟を決議した。8月初め、「ソ連邦最高ソヴェト第7回会期は、バルト3国とモルダヴィア・ソヴェト社会主義共和国のソ連邦への加盟を承認」した。

以上がソ連側からみた、バルト3国のソ連加盟の経緯である。しかし、バルト3国のソ連への「加盟」は、スターリンのソ連とヒトラーのドイツの間で結ばれていた秘密議定書に発するものであった。バルト3国の運命を決めた秘密議定書とは、独ソ不可侵条約付属議定書（リトアニアの場合は9月28日付議定書）のことである。極秘とされた付属議定書の原本は、ドイツ・ソ連の双方が保管した。ドイツ外務省が保管する議定書のマイクロフィルムは、1945年廃棄処分寸前に、⁽⁵⁴⁾ 連合側側に引き渡された。そのとき原本はすでに失われていた。

1948年にアメリカ国務省は、『ナチ-ソヴェト関係 1939-1941年』の英語版と、ドイツ語版を公刊し、はじめて付属議定書が公開された。他方ソ連は、付属議定書の存在を否定しつづけ、外交資料館にも共産党文書館にも原本は存在しないと主張した。アメリカ国務省の発表にたいして、ソ連当局は、「国務省の文書集に収められている議定書のもろトフの署名はラテン文字表記であるが、もろトフはキリール文字（ロシア文字）を使っていたので、本人の署名ではない、したがって議定書は偽物である」と反論した。しかし当時、政府・共産党の高官を除く一般のソ連市民は、議定書および議定書をめぐる米ソ間の論争の存在そのものを、まったく知らなかった。

1985年にゴルバチョフがソ連共産党書記長に就任し、86年にペレストロイカに着手して、グラスノスチ（情報公開）を全面に押し出したとき、バルト3国の独立運動は、新しい局面を迎えた。独ソ秘密議定書を中心に展開するバルト3国の独立への歩みは、⁽⁵⁵⁾ 以下のとおりである。

バルト3国の独立回復 1987年8月23日、7,000人のラトヴィア市民は、首

都リガの「自由の記念碑」——1918年のラトヴィアの独立を記念して1935年に建設——のある広場に集まり、「バルト諸国の運命を決した秘密議定書を公表し、大量国外追放の処分を受けたバルト諸国のひとびとの正義を回復せよ」と要求した。リトアニアの首都ビリニュス、エストニアの首都タリンでも同様の集会が行われた。11月18日、1918年のこの日ラトヴィアが独立を宣言したことを記念して「民族の祝日」とする集会とデモが行われたが、当局はデモを解散させた。

1988年2月16日、リトアニアの「独立70周年」にあたるこの日、ビリニュスで集会とデモが行われた。8月10-11日、エストニア語の日刊紙『国民の声』は、独ソ不可侵条約と付属議定書のコピーを掲載した。8月23日、リトアニアのビリニュスで25万人集会が行われ、独立国家時代の最後の外相ユオザス・ウルブシスのメッセージ「1939年10月のソ連との相互援助条約の締結はスターリンの強圧によるものであった」が紹介された。エストニアのタリンでは、「スターリンの政策とエストニア」というテーマで歴史家と市民との対話集会が開かれ、ソ連の歴史家アフナシエフは、次のような報告をした。「西側のどんな学校の生徒も知っている議定書の存在を、われわれはまだ否定しつづけている。グラスノスチにもかかわらず、国立文書館の多くの文書が学者に公開されていない」。バルト3国が自発的にソ連に加盟したというソ連側の主張は「まじめではない」。「バルト3国のソ連併合問題は独ソ議定書によるものである」。

9月28日、リトアニアでサユディスの1万人集会が開かれ、1939年のこの日に締結された独ソ友好・境界条約の秘密議定書によってリトアニアはソ連に併合されたことが確認された。10月1日、エストニア人民戦線創立大会開催。同月、ラトヴィア人民戦線とリトアニア「サユディス」が創立。11月16日、エストニア最高会議は、共和国憲法の改正と主権宣言を可決した。11月18日、ソ連最高ソヴェト幹部会は、エストニアの決定が違憲であり、無効であるとの幹部会令を採択した。

1989年3月、エストニア人民戦線は、選挙公約——共和国最高会議の主権宣言の実現、所有関係の抜本的改革、大衆運動を基盤とする新しい権力機構の設

立——を公表した。2月16日、リトアニアのサユディスの大会は、「ドイツとソ連は、1939-40年、力と陰謀によってリトアニアを併合したが、リトアニアの独立は依然として国際的に承認されており、現在でも効力を有している。サユディスの目標は主権国家の再建である」と宣言した。

3月28日、ソ連共産党中央委員会国際問題委員会は、独ソ不可侵条約問題を審議し、公文書の科学的調査を行うことを決定した。5月13-14日、ラトヴィア、エストニアの人民戦線、リトアニアのサユディスはタリンで合同集会を開き、「バルト3国が1940年にソ連に編入されたのは独ソ秘密議定書によるもので、3国が自ら希望したものでないことを、モスクワの指導部に確認させること、貿易・通貨・計画化など経済面での完全独立を要求すること」を決定し、ソ連人民代議員大会においてバルト・グループとして共同行動をすることで合意した。

5月18日、リトアニア最高会議は、共和国憲法の改正と主権宣言を採択し、独ソ秘密議定書の無効宣言をソ連人民代議員大会およびソ連政府に要求することを決定した。同日、エストニア最高会議もモロトフ-リッベントロップ秘密議定書に関する決議を採択した。5月25日、ソ連・ポーランド史共同調査委員会の共同論文「第2次世界大戦の前夜と起源」が同日の『プラウダ』紙に掲載され、独ソ不可侵条約が、事実上ファシズムを許容し、レーニン主義的原則をふみにじり、国際労働運動に打撃を与えたこと、その付属議定書は原本がみつからないが「両国の利益範囲に関する協定が何らかの形で合意されたと結論する根拠がある」と述べた。

5月31日、リトアニアのブラザウスカスは、第1回ソ連人民代議員大会（5月25日-6月9日）において、次のように発言した。「1939年の独ソ条約とその秘密議定書によって、当時独立国であったリトアニア、エストニア、ラトヴィアの運命が決まってしまった。……これらの国際的文書について、政府の公式の説明が必要である」。エストニアのリーブマーは、独ソ秘密議定書の再調査を求め、特別委員会の設置を提案し、ラトヴィアの代議員もこれを支持した。6月1日、人民代議員大会は、ヤコブレフを長とする「ソ独不可侵条約政治的法的評

価委員会」の設置を決定した。8月18日、ヤコブレフ委員長は『プラウダ』紙とのインタビューで、「ソ独不可侵条約の議定書の原本はみつからないが、それが存在したことは間違いない」と述べた。

8月22日、リトアニア最高会議の独ソ不可侵条約検討委員会は、「リトアニア人民議会の1940年7月のソ連加盟決議は不法かつ無効」との結論を答申し、最高会議はこれを承認・採択した。8月23日、独ソ不可侵条約締結50周年にあたり、バルト3国の200万以上の市民が参加し、長さ600キロの人間の鎖がつくられた。「独立、主権の回復」が合言葉であった。当時バルト3国の総人口は770万人であったことを考慮すると、おどろくべき参加者数である。8月27日、ソ連共産党中央委員会は「ソヴェト沿バルト諸共和国における情勢について」を発表し、「23日のデモの組織者は“破壊的で反ソ的な”民族主義勢力であり、ソ連への敵意をあおり、民族間の緊張を招いている」と警告した。

12月23日、第2回ソ連人民代議員大会(12-24日)で、ソ独不可侵条約政治的法的評価委員会の報告がなされた。同報告は、ソ独付属議定書の「違法」および「対外政策のレーニン主義的原則からの逸脱」を指摘した。

1990年1月11日、ゴルバチョフ大統領はリトアニアを訪問し、連邦離脱および独立の見直しを説得した。3月12日、リトアニアとラトヴィアは独立宣言。3月15日、ソ連最高ソヴェトはリトアニアの独立宣言の「無効」を決議。3月30日、エストニア共和国も独立宣言。5月14日、ソ連大統領令でラトヴィアおよびエストニアの独立宣言の「無効」を宣告。7月28日、バルト3国は、ゴルバチョフの提案した新連邦条約の締結を拒否した。ゴルバチョフの新連邦構想は、一方でバルト3国によって拒否され、他方でソ連党国家中央の一部のグループも断固反対であった。ゴルバチョフ派は、新連邦条約賛成派とこれに反対の保守派とに分裂して⁽⁵⁶⁾いた。

1991年8月19日、ソ連党国家中央の保守派は、「国家非常事態委員会」を結成して、新連邦条約、すなわち「主権国家連邦に関する条約」の調印阻止を目的とするクーデタを起こした。ゴルバチョフ大統領を軟禁し、国家権力の掌握をめざしたが、3日天下に終わり、クーデタは21日失敗に帰した。この事件を

契機に、ソ連共産党とソ連邦は一举に崩壊への道を歩むことになった。8月24日、ゴルバチョフは、ソ連共産党中央委員会の解散を勧告し、書記長辞任を声明、ソ連共産党は機能を停止した。

9月6日、バルト3国のエストニア、ラトヴィア、リトアニアはついに独立を達成。9月9日、ソ連国家評議会はバルト3国の独立を承認した。12月8日、エリツィン・ロシア大統領の主導のもと、スラヴ系3国（ロシア、ウクライナ、ベラルーシ）は、ソ連邦消滅を宣言し、新たに「独立国家共同体」を結成した。12月21日、バルト3国と当時内戦中のグルジア（93年に加入）とを除く、11の共和国の首脳が一堂に会し、独立国家共同体（СНГ）の結成を改めて宣言した。これをうけて、12月25日に、ゴルバチョフはソ連大統領の辞任を発表。12月26日、ソ連最高ソヴェト共和国会議は、ソ連邦の消滅宣言を採択した。

おわりに

ソ連邦の崩壊をソヴェト・社会主義・共和国・連邦の崩壊として検討することが小稿の課題であった。この課題がどの程度はたせたかは、読者の判断をまつしかない。未熟な論稿を読み返して感じたことは、「ソヴェト」をはじめとする他の三つの実態——「社会主義」、「共和国」、「連邦」——のすべてが重大な問題をはらんでいたことである。

経済学者は、ソ連崩壊の主な原因を、指令的計画経済、すなわち市場なきソ連経済そのものに求めるであろうし、政治学者は、ソ連崩壊の主な原因を、国家権力として非民主的であった「ソヴェト」に、また国家結合形態として脆弱であった「共和国連邦」に求めるであろう。経済の不振・停滞がソ連崩壊の主な原因の一つであったことは確かである。しかし、国家としての主体性を確立していた諸共和国があらかじめ存在し、それらの諸共和国が目的意識的にソ連邦という二次的国家を結成したのではない、という側面にも注目せざるをえない。ロシア帝国の版図をほぼ継承したソ連は、ロシア共和国を中心とするソ連をまず創設し、ついで地方制度整備の一環として、ロシア共和国以外の連邦構成共和国を上から創設し支配したのである。まさにここに、「粘土足の巨人」と

してのソ連邦の脆さがあった。

それにしても70年余という時間的余裕を与えられたのであるから、「ソヴェト」や「社会主義」を育てて、「共和国同盟(連合)」の建設は無理だとしても、諸共和国の主権を尊重した「連邦国家」の建設ぐらいなぜできなかったのでしょうか、という疑問が残る。

ソ連崩壊後7年の歳月が流れた。現在、旧ソ連の15の共和国はすべて、資本主義的市場経済体制への移行をめざしている。しかし、成功裡に移行を完了した国は一つもない。ロシア連邦も、IMF(国際通貨基金)の指導のもとで市場経済への移行をめざしているが、成果はあがらず、いたずらに国際債務のみを増やし、GDP(国内総生産)はマイナス成長をつづけている。驚くなかれ、ロシア連邦のGDPは、かつての世界第2位(旧ソ連)から第55位にまで低下した。20世紀のうちに国民経済を上向きに転換することは不可能である。低所得国でありながら世界第2位の軍事大国というパラドクスを、ロシアは抱えこんでいる。ゴルバチョフは完全に過去の人となり、エリツィンもまた過去の人となりつつある。マフィア資本主義、野蛮な市場経済のもとで、ロシアをはじめ旧ソ連の国々のひとびとは、重苦しい日々を送っている。

若き日、シベリア鉄道を利用してロンドンに留学した日本の英語学者市河三喜(1886-1970)は、その紀行文のなかで、ロシアの民衆の印象として「貧強」という言葉を選んでいる。「貧しくとも弱くない」、「貧しくとも強い」という含意であろうか。まことに言いえて妙である。「貧強」は、スラヴ魂をあらわす最適の言葉である。尊敬する富岡倍雄教授は、ロシアを、スラヴを、どう見ておられるのであろうか。富岡さんを追悼して、このつたない論稿「ソヴェト社会主義共和国連邦の崩壊(1)・(2)」をささげるとともに、闘争心を失った中村ではあるが、今後の精進を誓うものである。

註

- (1) ロシア・ソ連邦の通史：岩間徹『ロシア史』山川出版社，1979年。外川継男『ロシアとソ連邦』講談社，1991年。阿部玄治『ロシア史とその周辺』放送大学教育振興会，1991年。木村英亮『ソ連の歴史』山川出版社，1991年。和田春樹『ロシア・ソ

連』朝日新聞社，1993年。田中陽兒・倉持俊一・和田春樹編『ロシア史』全3巻，山川出版社，1994-97年。ソ連共産党史：スターリン主義史観によって書かれ，一時期絶大な影響力をもった1938年刊行の『全連邦共産党（ボ）史小教程』（各種邦訳あり，『ソ同盟共産党小史』国民文庫社，1953年。『ソ連共産党（ボ）歴史小教程』東方書店，1971年）。1956年のスターリン批判後に刊行された『ソ連共産党史』1959年初版，59年大月書店より邦訳刊行。1962年の第2版，邦訳なし。1969年の第3版，71年読売新聞社より邦訳刊行。1971年の第4版，72年大月書店より邦訳刊行。1972年の増補第4版，72年大月書店より邦訳刊行。

- (2) 東スラヴ族は，キエフ大公国の形成・分裂・没落の過程で，モスクワ中心の大ロシア人，キエフ中心の小ロシア人，西部のミンスク中心のベラルーシ人の三つに分かれた。なお近隣に西スラヴ族（ポーランド人，チェコ人，スロヴァキア人）と南スラヴ族（ブルガリア人，セルヴィア人，スロヴェニア人，クロアチア人）が住み，歴史のなかで汎スラヴ主義の問題が登場する。
- (3) マルコーポーロ『東方見聞録』全2巻，平凡社，1970-71年。中央アジア史としては『アジア歴史研究入門』第4巻（内陸アジア，西アジア），同朋舎，1984年。護雅夫・岡田英夫編『中央ユーラシアの世界』山川出版社，1990年。間野英二他編『内陸アジア』朝日新聞社，1992年。杉山正明編『中央ユーラシアの統合』岩波講座世界歴史，第11巻，岩波書店，1997年。
- (4) Gershenkron, A., *Economic Backwardness in Historical Perspective*, Harvard University Press, 1962, p.130.
- (5) ИСТОРИЯ СССР эпоха социализма, Прогресс, М., 1977 (『ソ連邦の歴史——社会主義時代』増補第3版，日本語版，プロGRESS出版所，モスクワ，1977年)。以下，同書の目次を示す。

序文，第1部 十月社会主義大革命。資本主義から社会主義への移行（1917年-1937年），第1章 社会主義革命の勝利。プロレタリアート独裁の樹立。第2章 革命のいっそうの発展。社会主義的改造のはじまり。第3章 国内戦と帝国主義的軍事干渉のはじまり。第4章 国内戦の諸戦線における赤軍の勝利。第5章 ソビエト社会・国家体制の強化。第6章 平和的社会主義建設のはじまり。新経済政策への移行。第7章 ソビエト社会主義共和国連邦の形成。第8章 復興期末のソビエト国家。第9章 社会主義的工業化と農業集団化の開始。第10章 第1次5カ年計画。全戦線での社会主義の攻勢。第11章 国民経済の再建。ソ連邦における社会主義の勝利。第2部 ソ連邦における社会主義の完全な最終的勝利（1938年-1958年）。第12章 戦前の数年におけるソ連邦。第13章 大祖国戦争の開始。ソ連邦の単一の戦陣への転化（1941年6月-1942年11月）。第14章 大祖国戦争における根本的転換（1942年11月-1943年）。第15章 大祖国戦争，勝利によって終結（1944年-1945年）。第16章 戦後期における国民経済の復興とその後の発展

(1945年-1950年)。第17章 社会主義建設の完了(1951年-1958年)。第3部 発達した社会主義および共産主義の建設期のソ連邦(1958年-1976年)。第18章 7カ年計画期のソ連邦(1959年-1965年)。第19章 第8次5カ年計画期のソ連邦。第20章 ソ連邦共産党第24回大会, 第9次5カ年計画の実現。結び。年表。

(6) 同上, 19-20 ページ。

(7) 同上, 462 ページ。

(8) 『社会科学総合辞典』新日本出版社, 1992年, 53 ページ。

(9) 中村平八『発展途上社会主義の研究』白桃書房, 1988年, 131-151 ページ。

(10) Данилов, А. А., Косулина, Л. Г. История России XX век, Проспект-Эне社, モスクワ, 1995年, 27万500部。章節構成は以下のとおり。第1章「1世紀の境目のロシア帝国と世界における帝国の位置, 2世紀初めのロシアの経済的発展, 3政治的発展: 新しい潮流と古いアプローチ, 4社会構造: 動向と矛盾, 5第1次ロシア革命, 6ロシア帝国の政治システムの変化, 7ストルイピン改革: 《静かな革命》, 8-9ニコライII世の対外政策: ロシアと第1次世界戦争, 101917年への道, 11ロシア文化の《銀の世紀》」。第2章「12-132月から10月へ, 14-15ソヴェト権力の形成, 16-17国内戦: 《白軍》, 18国内戦: 《赤軍》, 19《白軍》と《赤軍》の間で, 20新経済政策, 21政治過程の展開, 22世界革命のイデーから国際的孤立の脱出を求めてへ, 23-24精神生活: 成果と喪失」。第3章「25《偉大なる転換》: スターリン主義の経済モデルの形成, 26スターリン主義の政治システム, 27社会システム: 新しい位階制, 28対外政策: 方針の変更, 29ソヴェト社会の精神生活の《光》と《影》」。第4章「30戦争の前夜: ソヴェト-ドイツ関係, 31ドイツの来襲: 初期の失敗, 32すべてを戦線のために, すべてを勝利のために!, 33不安定な均衡: 1942年冬-夏の戦闘行動, 34戦局の根本的転換, 35勝利への道」。第5章「36経済の復興: 成功の代価, 37全体主義の強化, 38イデオロギーと文化, 39対外政策の引き締め」。第6章「40政治システムの進化: 民主主義的傾向と全体主義的傾向の闘争, 41ソ連邦の経済: 改革か改革反対かの二者択一, 42精神生活における《雪どけ》: 科学と教育の発展, 43平和共存: 成功と矛盾」。第7章「44政治体制の保守化, 45《発達した社会主義》の経済, 4660年代半ば-80年代半ばにおける国の社会生活のいっそうのイデオロギー化, 47デタント政策: 希望と結果」。第8章「48政治システムの改革: 目的・段階・結果, 49経済改革: 伝統と革新, 50《グラスノスチ》の政治: 成果と費用, 51《新しい思考》の弁証法」。第9章「52市場への移行: 意図と初歩的帰結, 53政治システムの発展, 54ロシアの対外政策」。

(11) Островский, В. П., Уткин, А. И. История России XX век, Дорфа社, モスクワ, 1955年, 30万部。

(12) 「全体主義」については, 以下の事(辞)典の「全体主義, totalitarianism」の用語解説を参照した。『哲学事典』(平凡社, 1971年), 『社会学辞典』(弘文堂, 1988

年),『世界大百科事典』(第16巻,平凡社,1990年),『現代政治学事典』(ブレーン出版社,1991年),『社会科学総合辞典』(新日本出版社,1992年),〈The New Encyclopædia Britannica〉15th ed.,1993年,『新社会学辞典』(有斐閣,1993年)。それらによれば,全体主義は個人あるいは集団による一過性の国家政策にもとづく政治・社会現象をさす概念であり,封建社会とか資本主義社会に匹敵する社会構成体概念ではない。奴隷制社会にも,封建制社会にも,一時期全体主義的現象が存在したことがある。

全体主義は,ナチズムやファシズム,天皇制軍国主義といった個別概念を総括する政治学的・社会学的な概念であり,それは,ドイツ資本主義やイタリア資本主義,日本資本主義の一定の時期の一定の側面の特徴をとらえた概念であり,ドイツ資本主義等が資本主義以外のなにものかに移行したことを意味する概念ではない。その意味で,旧ソ連社会を「全体主義」と把握する場合,社会構成体としてはいかなる性格をもつ社会であったのか,という問題が残る。

- (13) 中村平八「発展途上社会主義の崩壊」神奈川大学『商経論叢』第32巻第2号,1996年。註(9)書の「第6章 社会主義“生成期”論の意義と問題点」,「第7章 中国の社会主義論争」を見よ。
- (14) 長砂實教授は,「党国家官僚」を「階級」と規定する根拠を問題にしている(長砂實「20世紀社会主義」の評価と体制転換『比較経済体制研究』第4号,1997年,比較経済体制研究会)。ソ連邦の場合,生産手段の国家的所有にもとづいて,党国家(партократическое государство)の官僚が生産手段を占有していたのであるから,その占有は排他的,絶対的であり,かつ他のいかなる社会集団からもその占有を脅かされることはなかった。したがって,党国家官僚は,レーニンの階級概念からみても,「階級」と規定できる。
- (15) ソ連の民族構成30位(1989年人口センサス)総人口28,574万人

民族	人口	民族	人口	民族	人口
1 ロシア	14,516	11 モルダヴィア	335	21 ポーランド	113
2 ウクライナ	4,419	12 リトアニア	307	22 エストニア	103
3 ウズベク	1,670	13 トルクメン	273	23 チェチェン	96
4 ベロルシア	1,004	14 キルギス	253	24 ウドムルト	75
5 カザフ	814	15 ドイツ	204	25 マリ	67
6 アゼルバイジャン	677	16 チュヴァシ	184	26 アヴァール	60
7 タタール	665	17 ラトヴィア	146	27 オセツ	60
8 アルメニア	462	18 バシキール	145	28 レズギン	47
9 タジク	422	19 ユダヤ	138	29 朝鮮	44
10 グルジア	398	20 モルドヴァ	115	30 カラカルパク	42

出所 〈НАРОДНОЕ ХОЗЯЙСТВО СССР 1989〉МОСКВА, 1990年, 30-33 ページ。

- (16) 宮沢俊義編『世界憲法集』第3版, 岩波書店, 1980年。
- (17) ソ連時代に自治共和国は, ロシア連邦共和国に16(カレリア, コミ, モルドヴァ, チュヴァシ, マリ, ウドムルト, タタール, バシキール, カバルディノ・バルカル, 北オセチヤ, カルムイク, チェチェノ・イングーシ, ダゲスタン, トゥーバ, ブリヤート, ヤクート), グルジア共和国に2(アブハーズ, アジャール), アゼルバイジャン共和国に1(ナヒチェバン), ウズベク共和国に1(カラカルパク)あった。
- (18) ソ連共産党の党員数

年度(1月)	正党員	党員候補	合計	事項
1917	24,000	—	24,000	ロシア革命
1922	410,430	117,924	528,354	スターリン書記長就任
1927	786,288	426,217	1,212,505	ネップ末期
1932	1,769,773	1,347,477	3,117,250	農業集団化の達成
1937	1,453,828	527,869	1,981,697	粛清
1942	2,115,336	908,540	3,023,876	第2次大戦期
1947	4,774,886	1,277,015	6,051,901	冷戦
1952	5,853,200	854,339	6,707,539	スターリン晩年
1962	9,051,934	839,134	9,891,068	フルシチョフ末期
1972	14,109,432	521,857	14,631,289	デタント期
1977	—	—	16,203,446	ブレジネフ憲法
1983	17,405,293	712,610	18,117,903	老人支配期
1988	18,827,271	641,515	19,468,786	ペレストロイカ

出所 『ロシア・ソ連を知る事典』平凡社, 1991年, 326ページ。

- (19) 『ソビエト連邦共産党綱領』ソ連大使館広報課, 東京, 1961年。
- (20) 『ソ連共産党綱領 新稿』ノーボスチ通信社東京支局, 1986年。
- (21) ノメンクラトゥーラ制の成立は, 1930年代半ばとされる(註11の教科書の230ページによる)。ノメンクラトゥーラ員の数は, ボスレンスキー『ノメンクラトゥーラ』新訂・増補版, 中央公論社, 1988年, 171-177ページによる。ソ連共産党で準政治局員の地位にまでのぼりつめたエリツィンは, 自己の生活体験に照らして次のように述べている。「現今の共産主義は, 今のところ, ほんの20名程度の人間[政治局員と準政治局員を指す]のためにのみ実現されている」(エリツィン『告白』草思社, 1990年, 162-174ページ)。
- (22) парткратияという用語は, 中村の造語である。ギリシア語の *demokratia* は, *demos* (人民) と *kratia* (権力) とを結合した語だという。この語義にならえば, *партия*, *party* (党) と *кратия*, *cracy* (権力) とを結合して, *парткратия*, *partcracy* (党権力) という語をつくり, *парткратическое государство*, *partcratic state* (党国家) という範疇を定立することが可能である。「共産党=国家」説, 「共産

- 党＝国家党」説、「共産党＝政府党」説は、すでに1920年代に、ソヴェトの法学者の一部によって主張されていたという（森下利男『ソビエト憲法理論の研究』創文社、1984年、481－483ページ）。
- (23) 高木八尺他編『人権宣言集』岩波書店、1957年、295ページ。
- (24) 宮沢俊義編『世界憲法集』第3版、岩波書店、1980年、286ページ。
- (25) ゴルバチョフ『ゴルバチョフ回想録』上巻、新潮社、1996年、607－614ページ。
- (26) 『ソ連共産党大会・協議会・中央委員会総会の決議・決定集』ロシア語版、第1分冊、モスクワ、1954年、443ページ。
- (27) レーニン「ボリシェヴィキは国家権力を維持できるか」『レーニン全集』第26巻、大月書店版、94ページ。
- (28) レーニン「ロシアの市民へ！」『レーニン全集』第26巻、大月書店版、243ページ。
- (29) レーニン「第3回全ロシア労働者・兵士・農民代議員ソヴェト大会」『レーニン全集』第26巻、大月書店版、488ページ。
- (30) ブハーリン「プロレタリア独裁の理論」1919年執筆、『ブハーリン選集』ロシア語版、モスクワ、1988年、21ページ。
- (31) 宮沢俊義編『世界憲法集』第3版、岩波書店、1980年、285ページ。
- (32) 坂梨昌弘編『ソビエトの地方自治』ありえす書房、1979年、18ページより再引用。ソ連邦崩壊後、「ロシア・ソヴェト連邦社会主義共和国」の国名は、「ロシア連邦」と変更された。1993年12月採択のロシア連邦憲法によれば、ロシア連邦は、21の共和国、6の地方、49の州、1の自治州、10の自治管区、2の連邦的意義の市（モスクワ市およびサンクトペテルブルク市）という構成主体によって構成されている。
- (33) ゴルバチョフ『ゴルバチョフ回想録』上巻、新潮社、1996年、580、562ページ。
- (34) レーニン「ボリシェヴィキは国家権力を維持できるか」『レーニン全集』第26巻、大月書店版、93ページ。
- (35) 中村平八「発展途上社会主義の崩壊」神奈川大学『商経論叢』第32巻第2号、1996年9月。長砂實「“20世紀社会主義”の評価と体制転換」『比較経済体制研究』第4号、1997年。
- (36) 中村平八『発展途上社会主義の研究』白桃書房、1988年、34－72ページ。
- (37) 『新法律学辞典』第三版、有斐閣、平成元年。『法律学小辞典』新版、有斐閣、1994年。
- (38) 『世界大百科辞典』第14巻、平凡社、1992年印刷、560ページ。「スイス」の大項目のうちの「政治」の項を見よ。
- (39) 清水貞俊『欧州統合の道』ミネルヴァ書房、1998年、4、11、209－210ページ。
- (40) ソヴェト・ロシア共和国（1917年10月形成）およびソ連邦（22年12月形成）の国際的承認の状況は以下のとおり。1919年アフガニスタン、20年エストニア、ラトヴィア、トルコ、フィンランド、21年ポーランド、22年ドイツ、24年イギリス、イ

タリア、ノルウェー、オーストリア、ギリシア、スウェーデン、中国、デンマーク、メキシコ、フランス、25年日本、26年ウルグアイ、33年スペイン、アメリカ、34年ハンガリー、チェコスロヴァキア、ルーマニア、ブルガリア、アルバニア。ロシアおよびソ連に隣接する旧東欧諸国による承認の遅いことが注目される。

- (41) ノーボスチ通信社編『新ソ連憲法・資料集』ありえず書房、1978年、53ページ。なお同書には、1918年憲法、24年憲法、36年憲法、77年憲法の邦訳全文が収録されている。
- (42) 「……宣言および条約」は『スターリン全集』第5巻、大月書店版、398-407ページに掲載されている。
- (43) 「遺言」全文は『レーニン全集』第36巻、大月書店版、715-719ページに収められている。
- (44) 『スターリン全集』第5巻、大月書店版、270-271ページ。
- (45) 同上、341-342ページ。
- (46) 同上、342ページ。レーニン、スターリン、マルクス主義の民族政策論については、以下の専門書を見よ。中井和夫『ソヴェト民族政策史』御茶の水書房、1988年。丸山敬一『マルクス主義と民族自決権』信山社、1989年。木村英亮『スターリン民族政策の研究』有信堂高文社、1993年。
- (47) 森下利男『ソビエト憲法理論の研究』創文社、1984年、317-380ページ。
- (48) 和田春樹『ロシア・ソ連』朝日新聞社、1983年、4、148ページ。石井規衛「ネップの時代」田中陽兒・倉持俊一・和田春樹『ロシア史3——20世紀——』山川出版社、1997年、118-125ページ。
- (49) ゴルバチョフ『ゴルバチョフ回想録』上巻、新潮社、1996年、672ページ。
- (50) 同上、633ページ。
- (51) 同上、635ページ。
- (52) 同上、659ページ。
- (53) 『ソ連邦の歴史——社会主義時代』増補第3版、日本語版、プロGRESS出版所、モスクワ、1977年、473-490ページ。
- (54) 斎藤治子『独ソ不可侵条約』新樹社、1995年。斎藤教授の研究によって、長年研究者を悩ましてきた「独ソ秘密議定書」問題は完全に解明された。同書の28-29ページに付属議定書全文の邦訳が紹介されている。

「独ソ不可侵条約の調印にさいし、両国全権代表は東欧での双方の利益範囲の境界画定問題を極秘に討議し、その結果次のような結論に達した。(1) バルト諸国(フィンランド、エストニア、ラトヴィア、リトアニア)に属する領域の領土的・政治的変更の場合、リトアニアの北部国境がドイツとソ連との境界となる。これにさいし、ヴィルナ地域に関するリトアニアの利益を両国は承認する。(2) ポーランド国家に属する領域の領土的・政治的変更の場合、ドイツとソ連の利益範囲の境界はナレフ、

ヴィスワ、サン各河の線にほぼ沿うものとする。独立したポーランド国家の保持が両国の利益にとって望ましいかどうか、また、この国家の境界はいかなるものかという問題は、今後の政治的発展の流れのなかで最終的に明確になるだろう。いかなる場合も両国政府はこの問題を友好的な双方の合意によって解決する。(3)東南ヨーロッパに関してはソ連側からベッサラビアに対するソ連の利益が強調された。ドイツ側からこの地域に政治的関心をまったく持っていないことが表明された。(4)この議定書は両国によって極秘に保持される」。

(55) 『朝日新聞』、『赤旗』、『プラウダ』、『ノーボスチ』などの報道記事による。

(56) 「主権国家連邦条約」をめぐるゴルバチョフ派は二つ（これを支持するグループと反対するグループ）に分裂し、反対派が「8月クーデタ」を起こしたことが、ソ連共産党、ひいてはソ連邦の崩壊につながった。ソ連の継承国家になる予定であった「主権国家連邦」については、「主権国家連邦に関する条約」草案を見よ（『ゴルバチョフ回想録』下巻、747-756 ページ）。